

プロポーザル方式による設計業務委託受託者選定に係る共通公告

プロポーザル方式による設計業務受託者選定について、新潟市公告式条例第5条に基づき、必要な事項を次のように公告する。

本公告は、受託者選定に係る基本的な要件を表記したもので、個々の業務に関する規定及び参加資格要件、並びにこの公告によらない特別の事由については、別に公告する手続き開始の公告（以下、「個別公告」という）に記載する。

なお、この共通公告は、平成23年5月20日以降に公告する個別公告から適用するものとし、共通公告に変更があるときは、必要な事項を公告する。

平成23年5月20日

新潟市長 篠田 昭

1 参加資格の要件

参加資格は次に掲げるほか、個別公告による。

共通事項

- (1) 個別公告の公告期間終了時に、新潟市建設コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、協力事務所は新潟市建設コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されている必要はない。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による、1級建築士事務所の登録を行っている者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 個別公告の日から選定結果の通知の日までの間、新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく停止を受けていない者
- (5) 市との連絡が電子メールで行うことができる者
- (6) 営業拠点が「新潟市内に本社(店)を有するもの」以外の場合は、設計共同企業体としなければならない。
- (7) 個別公告に定めのない限り協力事務所を加えることができる。

設計共同企業体

- (1) 設計共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 設計共同企業体の構成員は当該業務について、複数の設計共同企業体の構成員

となることはできない。

- (3) 設計共同企業体を構成するすべての構成員は新潟市建設コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 代表者は、構成員のうち能力等に照らし円滑な共同業務を確保する上で中心的な役割を担うことができる者とし、出資比率は最大とする。
- (5) 代表者の営業拠点が「新潟市内に本社(店)を有するもの」以外の場合は、設計共同企業体の代表構成員以外の者は、新潟市に本社(店)を有するものとする。

その他

- (1) 以下の者は、当該プロポーザルに参加することはできない。また、参加者は以下の者から当該プロポーザルについて直接または間接に支援を受けることはできない。
 - ・当該プロポーザルの設計業務受託者選定委員会の委員及びその関係者
 - ・当該プロポーザルの設計業務受託者選定委員会の委員及びその関係者が主宰する組織、または役員・顧問等として実質的に関係する組織、研究室等に所属する者
- (2) プロポーザルの作成及び提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) プロポーザルに虚偽の記載をしたときは、当該提出書類を無効とするとともに、その者に対して指名停止を行うことができる。
- (4) 当該プロポーザルの設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者は、設計を行った工事に関わる工事契約に参加できない。

2 受託者選定及び契約に係る事項

- (1) 受託者選定に係る手続き開始
各受託者選定に關し、個別公告を行う。
- (2) 実施要領
個別公告毎に実施要領を定め、個別公告に掲げる担当課が、個別公告に規定する期間及び方法により交付する。
- (3) 個別公告の内容に関する質問書の提出
個別公告の内容について、個別公告に掲げる担当課に電子メールで、参加表明書の提出日から個別公告に規定する期限までに質問書を提出することができる。なお、様式は自由とし、口頭による質問及び参加表明書の提出のない者の質問は受け付けない。実施要領に関する質問書の提出については、2－(5)による。
- (4) 個別公告の内容に関する質問書の回答
個別公告毎に、個別公告に掲げる担当課が、個別公告に規定する日までに、新

潟市ホームページ（各担当課）に掲載する。

(5) 参加表明の方法

個別公告毎に、別紙1「参加表明書」を個別公告に掲げる担当課に、個別公告に規定する期間中に提出する。参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、個別公告に掲げる担当課に、個別公告に規定する日までに、別紙2「辞退届」を提出する。

ア 提出方法

持参または配達の記録が残る方法で提出するものとし、電子メールやファックスによる提出は認めない。

イ 持参の場合の受付時間

土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分

ウ 配達の場合の期限

提出期限必着

(6) 質問書の提出

参加表明書を提出した者は、実施要領の内容について、個別公告に掲げる担当課に電子メールで、参加表明書の提出日から個別公告に規定する期限までに質問書を提出することができる。なお、様式は自由とし、口頭による質問及び参加表明書の提出のない者の質問は受け付けない。

(7) 質問書の回答

個別公告毎に、個別公告に掲げる担当課が、個別公告に規定する日までに、新潟市ホームページ（各担当課）に掲載する。

(8) プロポーザル方式の種類

プロポーザル方式は、業務特性に応じ次に掲げる種別により実施する。

種別	公募型	簡易公募型	特別簡易公募型
技術提案課題数	3程度	2程度	1
技術提案説明会 (ヒアリング) の有無	有	必要に応じ個別 公告により実施	必要に応じ個別 公告により実施

(9) 設計業務受託者選定委員会

個別公告毎に設置される設計業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、最優秀者1者、優秀者1者を特定する。

選定委員会の公開、非公開は個別公告毎に定める。

(10) 技術提案

ア 参加1者につき、1提案とする。

- イ 持参または配達の記録が残る方法で提出するものとし、電子メールやファックスによる提出は認めない。
- ウ 持参の場合の受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分
- エ 配達の場合は提出期限必着とする
- オ 作成方法は実施要領に定める。
- カ 他の者の協力を得て又は、学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合は、その旨を明記すること。

(11) 技術提案の審査

ア 第1次審査

選定委員会において、提出書類を総合的に判断し、第2次審査参加資格者を選定する。

イ 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果について、参加者全員に個別公告に規定する日までに、個別公告に掲げる担当課が、電子メールで通知する。ただし、第2次審査において技術提案説明会を開催しない場合、第1次審査の結果について通知しない。

第2次審査参加資格者に選定されなかった者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して土日祝日を除く3日以内に担当課に対し、電子メールにより説明を求めることができる。

ウ 第2次審査

選定委員会において、第2次審査参加資格者に対し「技術提案説明会（ヒアリング）」を実施し、総合的に判断し、最優秀者1者、優秀者1者を特定する。

なお、技術提案説明会を実施しない場合は、書類により総合的に判断し、最優秀者1者、優秀者1者を特定する。

エ 第2次審査結果の通知

本審査の結果については、個別公告に規定する日までに、担当課ホームページに掲載する。また、最優秀者及び優秀者には担当課から電子メールにより通知する。最優秀者に特定されなかった者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して土日祝日を除く3日以内に担当課に対し、電子メールにより説明を求めることができる。

オ 失格事項

次に掲げる参加表明者は失格とする。

- ① 参加表明書の提出後、期限までに辞退届を提出せず、審査に必要な提出書類を提出しなかった者
- ② 第2次審査対象者で、技術提案説明会の実施にあたり、参加しなかった者

③ 各個別公告後、選定委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求める者

④ その他、共通公告、個別公告、実施要領の定めに違反した者

カ 評価項目

次に掲げる項目を評価項目とする。

事務所の能力	事務所の主要実績	
新潟市発注設計業務委託の成績評定		
担当チームの能力	管理技術者	
	主任技術者	意匠
		構造
		電気
		機械
	業務実績	管理技術者
		主任技術者（意匠）
	業務実施方針	本業務への取り組み体制
		設計上の配慮事項
	課題に対する提案	

※なお、管理技術者、主任技術者の評価にあたり、財団法人建築技術普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の発行する「建築CPD実績証明書」を技術提案書提出時に要求する。各個別公告日の前月を含む3年間の認定時間を評価対象とすることから、事前に準備すること。

（例）個別公告が平成23年5月の場合

平成20年5月から平成23年4月までの認定時間

（12）技術提案説明会（ヒアリング）

ア 出席者は、単独の場合は3名以内、設計共同企業体の場合は4名以内とし、その内訳は管理技術者、担当主任技術者から3名以内、設計共同企業体の場合は代表構成員以外の構成員より1名以内、機材操作者1名以内とする。

イ ヒアリングの時間、留意事項は別途通知する。

ウ ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用すること。なお、技術提案書を拡大したパネル又は、プロジェクター等を使用し拡大映像での説明も可能とする。ただし、特別簡易公募型において、パネル、プロジェクターの使用は認めない。

エ 提出した技術提案書以外の資料を使用した場合、失格とする。

オ 拡大映像で説明する際のパソコン、プロジェクター等は、各社で用意するこ

と。スクリーン（W1500×H1600 程度）については事務局で用意するが、機材に不具合・故障等による説明時間の延長及び説明のやり直しは認めない。

カ 交通機関の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに担当課に連絡すること。

キ 技術提案書の説明時間は20分を標準とし、詳細は別途通知する。

(13) 委託契約

ア 最優秀者に第1位交渉権を、優秀者に第2位交渉権を与える。

イ 第1交渉権を与えられた者に対し、参加資格要件審査を行う。このため、

第2次審査参加者は第2次審査の前日までに個別公告に規定する参加資格審査書類を担当課に提出すること。

ウ 市長は第1位交渉権を与えられた者と予算（市の定める算定方法により算出した金額）の範囲内で設計業務委託契約の締結交渉を行う。

エ 第1位交渉権を与えられた者が契約締結を辞退した場合は、第2位交渉権を与えられた者と締結交渉を行う。

オ 契約手続きは、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）の定めによる。

(14) 委託契約交渉権の喪失

ア 参加資格要件を満たしていないことが明らかになった場合

イ 受託者選定にあたり新潟市に提出した書類に虚偽の記載があったことが明らかになった場合

ウ 個別公告の公告期間終了から委託契約締結までに、新潟市長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合

エ その他、個別公告及び実施要領の規定に違反した場合

(15) 契約書

新潟市契約規則の定めによる。

(16) 支払条件

新潟市委託契約条項の定めによる。また、支払時期等については契約の締結交渉時に提示する。

3 情報の公開及び提出書類に関するこ

(1) 審査結果の公表

以下の事項について公表します。

ア 参加表明書を提出したすべての者の会社名

イ 最優秀者及び優秀者の評価点数の合計

ウ 辞退者又は失格者の会社名

(2) 提出書類の取り扱い

提出されたすべての書類は返却しない。また、提案者の同意を得て2次審査結果の通知後一定期間公表する。

なお、新潟市情報公開条例に基づき、複製の作成及び公開を行う場合も、提案者の同意を得て行う。

4 その他

- (1) プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) プロポーザルに関する参加や提案に対する参加報酬等はなく、提出書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

5 その他個別公告に掲げる事項

- (1) 委託番号
- (2) 委託名
- (3) 業務内容
- (4) 履行期限
- (5) 担当課及び連絡先
- (6) 公表日
- (7) 実施要領名称
- (8) 実施要領交付方法
- (9) 実施要領交付期間
- (10) 選定委員会
- (11) 選定委員会の公開・非公開
- (12) 参加資格の要件
- (13) 個別公告に関する質問書提出期限
- (14) 個別公告に関する回答期限
- (15) 参加表明書提出期間
- (16) 質問書提出期限
- (17) 質問書回答期限
- (18) 辞退届提出期限
- (19) 技術提案課題
- (20) 技術提案書
- (21) 技術提案書提出期間
- (22) 1次審査結果通知日

- (23) 2次審査日
- (24) 技術提案説明会の有無
- (25) 2次審査結果通知日
- (26) 参加資格審査書類
- (27) 共通公告によらない特別な事由
- (28) 備考

参 加 表 明 書

業務名

標記業務委託に係るプロポーザルへの参加について表明します。

平成 年 月 日

(あて先)

新潟市長 様

住 所

会 社 名

代 表 者

印

電 話 番 号

辞 退 届

業務名

標記業務委託に係るプロポーザルに参加表明していましたが辞退します。

平成 年 月 日

(あて先)

新潟市長 様

住 所

会 社 名

代 表 者

印

電 話 番 号